

青森県報

第五百八十四号

令和五年
三月十日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の担当する診療科名の変更の届出…………… (同) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退…………… (同) …… 一
- 救急病院の設置…………… (医療薬務課) …… 二
- 特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出…………… (障害福祉課) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 三
- 証紙売りさばき人の指定…………… (会計管理課) …… 三
- 証紙売りさばきの廃止…………… (同) …… 三
- 出先機関…………… (同上) …… 四
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (同上) …… 四
- 公営企業…………… (同上) …… 四
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (病院業務課) …… 四

告 示

青森県告示第百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一條第一号の規定により公表する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	指定年月日
難病指定医	長岐 孝彦	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	令和四・三・九
難病指定医	佐藤 諭	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器内科、血液内科、膠原病	四・三・三
難病指定医	対本 宗訓	弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	内科	〃
難病指定医	渡邊 里奈	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	リウマチ膠原病内科	五・一・二

青森県告示第百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九條の規定により、次のとおり指定医から担当する診療科名を変更し、その届出があったので、同令第二十一條第二号の規定により公表する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日

変更前	難病指定医	伊藤 浩平	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	神経内科	令和 三・九・一
変更後	難病指定医	伊藤 浩平	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	脳神経内科	令和 三・九・一

青森県告示第百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十條第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一條第三号の規定により公表する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科目	担当する診療科名	指定辞退年月日
難病指定	高橋 静	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科	令和 元・〇・一

青森県告示第百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
青森市民病院	青森市勝田二丁目一四の二〇	令和八年三月三十一日

つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二の三	〃
独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町一	令和八年四月五日

青森県告示第百二十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所	登録失効年月日	備考
〇三〇〇〇〇〇〇〇〇	青森県	青森市長島一丁目一	青森県立八戸聾学校	八戸市柏崎六丁目二九の二四	令和 五・三・三

青森県告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日

独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター
 弘前市大字富野町一
 心臓脈管外科に
 関する医療
 令和
 五・三・一

青森県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字麴木字三浦三八の六から 西津軽郡深浦町大字麴木字扇田二〇の二九まで	前 後	一五・六〇メートルから 一五・二〇メートルまで 八・三〇メートルから 四六・七〇メートルまで	一一四・六〇メートル 一三三・八五メートル	

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字麴木字三浦三八の六から 西津軽郡深浦町大字麴木字扇田二〇の二九まで	令和 五・三・一〇

青森県告示第百三十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和

三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二
大谷 裕子
- 二 売りさばき場所
八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二
- 三 指定年月日
令和五年三月一日

青森県告示第百三十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年二月二十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二

清水 美津子

二 売りさばき場所

八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を令和五年二月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年三月十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一

部を次のように改正する。

第二十一条第十四号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

第二十九条の三中「第六十四条」を「次項及び第六十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 パートタイム非常勤職員の共済については、地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の定めるところによる。

第四十二条第一項中「第三項から第五項まで」を「第二項及び第四項から第六項まで」に改め、「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）」を加え、「育児休業法第二条第一項」を「同項」に改め、「一月」の下に「（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。））にあっては二週間、第四号に掲げる場合）にあっては当該日」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 職員の育児休業等に関する条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 職員の育児休業等に関する条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 職員の育児休業等に関する条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合

第四十二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は」を「第三項の規定は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第三項中「第三条第五号又は」及び「第一項の育児休業承認請求書又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業をしている職員は、育児休業法第三条の育児休業の期間の延長を受けようとするときは、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに管理者に請求しなければならない。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を受けようとする場合

二 職員の育児休業等に関する条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

三 職員の育児休業等に関する条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

四 職員の育児休業等に関する条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を受けようとする場合
第九号様式中

育児休業の承認 育児休業の期間の延長
(非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情)

再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)

(1)育児休業の承認 ((2)の承認を除く。)

(2)同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業

(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)

(3)育児休業の期間の最初の延長

(4)育児休業の期間の再度の延長

(2)の承認若しくは(4)の延長が必要な事情又は(1)の承認のうち非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情)

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで

匡樂バの社の文のサセ「再度の」や証の 匡社バの社「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(第21条第1項第10号に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」や証の。

録十印樂バ印

職氏名

育 児 休 業 等 計 画 書

職氏名

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

印

印

印

印

印

「育児休業（育児短時間勤務）」や「育児短時間勤務」は、「第3条第5号（第11条第6号）」や「第11条第6号」は、「育児休業等」や「育児短時間勤務」は、「

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2 請求に係る子	

1 請求に係る子

「3 請求者の計画」や「2 請求者の計画」は、「4 備考」や「3 備考」は、
め、同様式の注の中で「育児休業承認請求書又は」を添付し、同注の3中「育児休業等
計画書」や「育児短時間勤務計画書」に添付し、同注の4を添付する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円